



平成23年12月26日

山口県社会保険労務士会事務局長 殿

山口労働局総務部企画室長

関係機関・団体が行う労働相談・個別労働紛争解決制度等
一覧表（確定版）の送付について

労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記一覧表につきましては、皆様方の御協力により、本年度必要な追加・修正を行い、今般別添のとおり作成いたしましたので、送付いたします。

誠に恐縮ですが、各機関・団体におかれましては、必要部数を刷り増ししてご活用ください。

電子媒体での送付希望がございましたら、当室担当者あてメールによりその旨を御連絡ください。

なお、当該一覧表につきましては、当局のホームページにも掲載しましたので、お知らせいたします。

http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/kanren_shisetsu/relate01.html



http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/yamaguchi-roudoukyoku/kikaku/soudan_ichiran.pdf

問合せ先

山口労働局総務部企画室

担当：梅本

〒753-8510

山口市中河原町6-16

山口地方合同庁舎2号館6階

電話 083-995-0365

FAX 083-995-0378

E-mail kn-umemoto@roudoukyoku.mhlw.go.jp

関係機関・団体が行う労働相談・個別労働紛争解決制度等一覧表（山口県内、平成23年10月1日現在）

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

作成者：山口労働局総務部企画室（順不同）

【労働相談】

実施機関	制度の概要（特徴）	利用対象	相談窓口（利用方法）
山口県 商工労働部 労働政策課 (県) 労働相談	<p>【労働ホットライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士による電話又はメールによる相談に無料で応じています。 <p>【県民局における労働相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の県民局（6箇所）に労働相談窓口を設置して電話又は面接による相談に無料で応じています。 <p>※ 県内の各県民局と労働政策課では、特別労働相談員（弁護士）による相談も行っています。</p>	<p>従業員（労働者）、事業主を対象に、賃金、昇任、休暇、残業、解雇など、労働に関するお困りごとの相談</p>	<p>下記の窓口へ直接お越しいただくか、電話してください。 【労働ホットライン】 メールアドレス roudo@pref.yamaguchi.lg.jp 県庁労働政策課 労働情報相談センター内 (山口市滝町1-1 県庁8階) ☎083-933-3232 ご利用いただける相談日は、月～土曜日（祝日、年末年始を除く）、9:00～18:00です。</p> <p>【県民局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩国県民局（岩国市三笠町1-1-1） ☎0827-29-1506 柳井県民局（柳井市南町3-9-3） ☎0820-24-0250 周南県民局（周南市毛利町2-38） ☎0834-33-6401 宇部県民局（宇部市翠芝町1-1-50） ☎0836-38-2116 下関県民局（下関市島崎町3-2-1） ☎083-235-8791 萩県民局（萩市江向河原沖田531-1） ☎0838-21-0051 <p>ご利用いただける相談日は、月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、8:30～17:15です。</p>
日本司法 支援センター 山口地方事務所 (法テラス) 労働相談	<p>【情報提供制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的トラブルを解決するための情報や、どこに相談するのがよいか相談窓口の情報を提供します。 <p>【民事法律扶助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の少ない方が法的トラブルにあったとき、弁護士による無料法律相談を行い、必要により専門家の紹介し、また、裁判費用、弁護士費用などを立替えることも行います。 	<p>法的トラブルであれば、労働に関する以外でもお聞きします。</p>	<p>情報のお問い合わせについては、下記にお電話ください。 ☎0570-078374（PHS・IP電話からは、03-6745-5600へ） なお、ご利用いただける時間は平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00です。 また、収入の少ない方には弁護士による無料相談を行います。 予約先 法テラス山口 (山口市大手町9-11 山口県自治会館5F) 相談日 毎週月曜日(13:30～16:30)、金曜日(10:00～12:00) (予約制ですので法テラス山口(☎050-3383-5490)にお申し込みください。)</p>
山口県 弁護士会 労働相談	<p>【法律相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県弁護士会が運営している県内7カ所の法律相談センターにおいて、法律相談を実施しています。 <p>実施日時、相談場所などは、各法律相談センターへお問合せください(事前予約制)。</p> <p>山口法律相談センター 萩法律相談センター 長門法律相談センター 宇部法律相談センター 下関法律相談センター 岩国法律相談センター 周南地区法律相談センター</p> <p>県内法律相談センター統一番号 ☎0570-064-490 (ナビダイヤル)</p> <p>(ガイドランスにしたがって、相談希望の地域の番号をプッシュしてください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法律相談センターの相談と併せて「民事・家事当番弁護士制度」を実施しています(事前予約制)。上記センターへ連絡されると、当日(ないし数日内)当番の法律事務所で法律相談が受けられます。 ・上記の法律相談料は、30分5,000円(もしくは5,250円)の有料法律相談になりますが、以下に該当される方は無料法律相談が受けられます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法律扶助の資力要件を満たされる方の法律相談。 (2) 多重債務に関する法律相談(個人の場合に限る)。 (3) 交通事故に関する法律相談。 <ul style="list-style-type: none"> ・また県内主要各地の市役所などで、随時「無料法律相談」を実施しています。詳しくは、各自治体相談窓口、または山口県弁護士会までお問合せください(無料法律相談)。 	<p>法的トラブルであれば、労働に関する以外でもお聞きします。</p>	<p>下記にお問合せください。 山口県弁護士会 法律相談センター統一ナビダイヤル ☎0570-064-490</p> <p>法律相談の日時・場所は、県弁護士会ホームページ http://www.yamaguchikenben.or.jp をご覧ください。</p>

【紛争解決(その1)】(労働相談も行う団体・機関を含む。)

実施機関	制度の概要（特徴）	利用対象	相談窓口（利用方法）
山口労働局 総務部企画室 (国) 労働相談 紛争解決	<p>【総合労働相談コーナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口労働局、各労働基準監督署に相談員を配置し、労働に関する相談に応じます。 <p>【労働局長による助言・指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方の紛争当事者からの申出により、双方の主張をお伺いしながら個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決するためのお手伝いを行います。 <p>【あっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者(あっせん委員)が入り、双方の主張の要点を確かめつつ話し合いを促進することで紛争当事者間の調整を行い、あっせん案を提示するなど、具体的に紛争の解決を図ります。 	<p>県内事業場に働く労働者、事業主からの解雇、雇止め、労働条件の引下げ、配属転換等の労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど労働問題に関するあらゆる分野の相談</p>	<p>ご相談は、下記コーナーにお寄せください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下関総合労働相談コーナー（下関監督署内） ☎083-266-5476 宇部総合労働相談コーナー（宇部監督署内） ☎0836-31-4500 徳山総合労働相談コーナー（徳山監督署内） ☎0834-21-1788 下松総合労働相談コーナー（下松監督署内） ☎0833-41-1780 岩国総合労働相談コーナー（岩国監督署内） ☎0827-24-1133 山口総合労働相談コーナー（山口監督署内） ☎083-922-1238 萩総合労働相談コーナー（萩監督署内） ☎0838-22-0760 山口労働局総合労働相談コーナー（企画室内） ☎083-995-0398 <p>あっせんは総務部企画室が事務局となって日程調整などを行います。申請書は、上記の各コーナーにお届けいただいてもかまいません。 山口労働局総務部企画室 ☎083-995-0365 (山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階)</p>

関係機関・団体が行う労働相談・個別労働紛争解決制度等一覧表 (山口県内、平成 23 年 10 月 1 日現在)

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

作成者：山口労働局総務部企画室 (順不同)

【紛争解決 (その 2)】 (労働相談も行う団体・機関を含む。)

実施機関	制度の概要 (特徴)	利用対象	相談窓口 (利用方法)
<p>山口県労働委員会 (県) 紛争解決</p>	<p>【あつせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> あつせん員が、当事者双方の話し合いがまとまらず生じた紛争の解決を無料でお手伝いします。 あつせん員は、原則として、①公益側 (弁護士など)、②労働者側 (労働組合役員など)、③使用者側 (会社経営者など) の三者で構成します。 あつせんは、県庁又は県総合庁舎 (岩国、柳井、周南、宇部、下関、萩) で行います。 	<p>県内に所在する事業所の労働者個人と事業主との労働条件や解雇などをめぐる紛争</p>	<p>次の事務局まで、お問い合わせください。 山口県労働委員会事務局 (山口市滝町 1-1 県庁 7 階) ☎083-933-4444</p> <p>山口県労働委員会事務局ホームページの「個別労働関係紛争あつせん」のページ http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a34000/roudou/roui5.html もご参照ください。</p>
<p>山口県司法書士会 労働相談 紛争解決</p>	<p>【法律相談】</p> <p>山口県司法書士会が運営している司法書士無料法律相談センターにおいて、県内 4 会場で法律相談を実施しています。実施日時、相談場所は、次のとおりです。(事前予約制)。</p> <p>日時 毎月第 2、第 3、第 4 土曜日 午後 1 時から 5 時まで</p> <p>場所 山口会場 山口県司法書士会 (山口市駅通り 2-9-15) 下関会場 カラトピア会議室 (下関市唐戸町 4-1 サンリブ 5) 周南会場 下松中央公民館 (下松市大手町 2-3-1) 萩会場 総合福祉センター (萩市大字江向 350-5)</p> <p>【山口県司法書士会調停センターによるあつせん】</p> <p>特別な研修を行った簡易裁判所代理権を有する山口県司法書士会会員が調停者(手続実施者)となり、中立・公平な立場で、当事者が直接話し合うことにより、お互いの立場を理解し、納得できる解決方法を自ら模索し、結論を自ら見いだすためのお手伝いをさせていただきます。(手続は有料ですので、費用についてはお問い合わせください。)</p>	<p>紛争の目的の価額が 140 万円を超えない民事に関する紛争で、雇用関係に関する紛争 (給料の未払等) のほか、お金の貸し借りに関する紛争、建物の貸主と借主間の紛争 (家賃の滞りや敷金の返還等)、近隣との紛争など</p>	<p>下記で法律相談のご予約を受け付けております。 山口県司法書士会 (山口市駅通り 2-9-15) ☎083-924-5220</p> <p>山口県司法書士会のホームページ http://homepage3.nifty.com/shiho-yama/index.html もご参照ください。</p>
<p>山口県社会保険労務士会 労働相談 紛争解決</p>	<p>【総合労働相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料で社会保険労務士が相談に応じます。 <p>【社労士会労働紛争解決センター山口によるあつせん】</p> <p>「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (ADR 法)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かし、発生してしまった個別労働関係紛争を、「あつせん」の手続により、簡易、迅速、低廉 (1 件 10,000 円 (税別)) に円満解決します。</p>	<p>働く人、経営者からの労働に関するトラブル、悩みごと、労働に関する質問、人事・労務管理に関する相談</p>	<p>下記にお電話ください。 山口県社会保険労務士会 http://www.ymg.urban.ne.jp/home/ymgrikai フリーダイヤル ☎0120-939-664</p> <p>お電話は 24 時間体制で、随時お受けいたします (夜間は留守番電話になりますので、録音してください。)</p> <p>社労士会労働紛争解決センター山口の行う「あつせん」は、原則、毎週土曜日の午後 1 時から午後 5 時までの間で、紛争当事者の双方が合意した時間に実施します。</p>
<p>山口労働局雇用均等室 (国) 労働相談 紛争解決</p>	<p>【労働局長による援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法に基づく援助 (労働局長による助言・指導、勧告) を行います。 育児・介護休業法に基づく援助 (労働局長による助言・指導、勧告) を行います。 パートタイム労働法に基づく援助 (労働局長による助言・指導、勧告) を行います。 <p>【機会均等調停会議による調停】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員が両当事者からお話をよく伺いして、調停案を作成し、当事者双方が調停案を承諾することにより、問題を解決に導きます。 <p>【両立支援調停会議による調停】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員が両当事者からお話をよく伺いして、調停案を作成し、当事者双方が調停案を承諾することにより、問題を解決に導きます。 <p>【均等待遇調停会議による調停】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員が両当事者からお話をよく伺いして、調停案を作成し、当事者双方が調停案を承諾することにより、問題を解決に導きます。 	<p>性別による差別的取扱い、婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争</p> <p>育児休業制度、介護休業制度、育児休業等を理由とする不利益取扱い等に関する労働者と事業主との間の紛争</p> <p>パートタイム労働者に係る待遇の決定についての説明、待遇の差別的取扱い禁止、通常の労働者への転換を推進するための措置等に関する労働者と事業主との間の紛争</p>	<p>下記にお問い合わせの上、お申出ください。 「労働局長による援助」は来局の他、文書(連絡先記載)又は電話での申立ても可能(申立書等の文書は必要ありません)。 「調停」については、調停申請書を提出。</p> <p>山口労働局 雇用均等室 ☎083-995-0390 (山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階)</p> <p>FAX 083-995-0399</p>
<p>山口地方裁判所 (国) 紛争解決</p>	<p>【労働審判】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働審判官 (裁判官) と労働関係の専門家である労働審判員 2 名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3 回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実際に応じた柔軟な解決を図るための判断 (労働審判) を行う制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。 山口県では、山口地方裁判所 (本庁) のみで行われる手続です。 <p>【その他の手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停→調停委員があつせんし、話し合いにより解決する手続です。 訴訟→裁判官の判決によって紛争の解決を図る手続です。 少額訴訟→60 万円以下の金銭請求 (給与等) で、紛争があまり複雑ではない場合に、原則として 1 回の期日で審理を終えて判決を言い渡す手続です。 なお、裁判所では、上記の手続説明も行いますが、法律相談はできません。 	<p>労働審判にあつては、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルが対象となります。</p>	<p>【労働審判】 山口地方裁判所 受付相談センター窓口 (1 階) (山口市駅通り 1-6-1) ☎083-922-9128 (直通)</p> <p>【その他の手続】</p> <p>訴訟については、求める金額が 140 万円以下の場合に簡易裁判所、140 万円を超える場合に地方裁判所 (本庁及び各支部) で行われます。調停及び少額訴訟は、簡易裁判所で行います。</p> <p>なお、申立てには、申立手数料、郵便切手などが必要ですが、県内の地方裁判所の支部及び簡易裁判所は、以下のとおりです。</p> <p>周南支部・周南簡裁 (周南市岐山通り 2-5) ☎0834-21-2644 萩支部・萩簡裁 (萩市大字江向 460) ☎0838-22-0047 岩国支部・岩国簡裁 (岩国市錦見 1-16-45) ☎0827-41-0163 下関支部・下関簡裁 (下関市上田中町 8-2-2) ☎083-222-4076 宇部支部・宇部簡裁 (宇部市琴芝町 2-2-35) ☎0836-21-4079 山口簡裁 (山口市駅通り 1-6-1) ☎083-922-9143 柳井簡裁 (柳井市山根 10-20) ☎0820-22-0270 船木簡裁 (宇部市大字船木宇中市 183) ☎0836-67-0036 防府簡裁 (防府市津町 6-40) ☎0836-22-0969 長門簡裁 (長門市東深川 1342-2) ☎0837-22-2708</p>

【その他参考】 中国区域における特定独立行政法人等の「集団的労働紛争の調整、不当労働行為の審査」及び「2 以上の県にかかる集団的労働紛争の調整」については、中央労働委員会事務局中国地方事務所 (広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館、TEL 082-2221-0150) にお問い合わせください (個別労働紛争は取り扱っていません)。

関係機関・団体が行う労働相談・個別労働紛争解決制度等一覧表

(山口県内、平成23年10月1日現在、順不同)

[労働相談機関・団体]

①	山口県商工労働部労働政策課
②	日本司法支援センター山口地方事務所
③	山口県弁護士会

[紛争解決等機関・団体]

④	山口県労働委員会
⑤	山口県司法書士会
⑥	山口県社会保険労務士会
⑦	山口労働局総務部企画室
⑧	山口労働局雇用均等室
⑨	山口地方裁判所

[その他参考]

⑩	中央労働委員会事務局中国地方事務所
---	-------------------

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会
(作成：山口労働局総務部企画室)

【労働相談】

実施機関	制度の概要（特徴）	利用対象	相談窓口（利用方法）
<p>① 山口県 商工労働部 労働政策課 (県) 労働相談</p>	<p>【労働ホットライン】 ・社会保険労務士による電話又はメールによる相談に無料で応じています。</p> <p>【県民局における労働相談】 ・県内の県民局（6箇所）に労働相談窓口を設置して電話又は面接による相談に無料で応じています。</p> <p>※ 県内の各県民局と労働政策課では、特別労働相談員（弁護士）による相談も行っています。</p>	<p>従業員（労働者）、事業主を対象に、賃金、昇任、休暇、残業、解雇など、労働に関するお困りごとの相談</p>	<p>下記の窓口へ直接お越しいただくか、電話してください。</p> <p>【労働ホットライン】 メールアドレス roudou@pref.yamaguchi.lg.jp 県庁労働政策課 労働情報相談センター内 (山口市滝町 1-1 県庁 8階) ☎083-933-3232</p> <p>ご利用いただける相談日は、月～土曜日（祝日、年末年始を除く）、9:00～18:00です。</p> <p>【県民局】 岩国県民局 岩国市三笠町 1-1-1 ☎0827-29-1506</p> <p>柳井県民局 柳井市南町 3-9-3 ☎0820-24-0250</p> <p>周南県民局 周南市毛利町 2-38 ☎0834-33-6401</p> <p>宇部県民局 宇部市琴芝町 1-1-50 ☎0836-38-2116</p> <p>下関県民局 下関市貴船町 3-2-1 ☎083-235-8791</p> <p>萩県民局 萩市江向河添沖田 531-1 ☎0838-21-0051</p> <p>ご利用いただける相談日は、月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、8:30～17:15です。</p>
<p>② 日本司法 支援センター 山口地方事務所 (法テラス) 労働相談</p>	<p>【情報提供制度】 ・法的トラブルを解決するための情報や、どこに相談するのがよいか相談窓口の情報を提供します。</p> <p>【民事法律扶助制度】 ・収入の少ない方が法的トラブルにあったとき、弁護士による無料法律相談を行い、必要により専門家の紹介し、また、裁判費用、弁護士費用などを立替えることも行います。</p>	<p>法的トラブルであれば、労働に関すること以外でもお聞きします。</p>	<p>情報のお問い合わせについては、下記にお電話ください。</p> <p>☎0570-078374（PHS・IP電話からは、03-6745-5600へ）</p> <p>なお、ご利用いただける時間は平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00です。</p> <p>また、収入の少ない方には弁護士による無料相談を行います。</p> <p>予約先 法テラス山口 (山口市大手町 9-11 山口県自治会館 5F) 相談日 毎週月曜日(13:30～16:30)、金曜日(10:00～12:00) (予約制ですので法テラス山口(☎050-3383-5490)にお申し込みください。)</p>

【労働相談】

実施機関	制度の概要（特徴）	利用対象	相談窓口（利用方法）
<p>③ 山口県 弁護士会 労働相談</p>	<p>【法律相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口県弁護士会が運営している県内7カ所の法律相談センターにおいて、法律相談を実施しています。 実施日時、相談場所などは、各法律相談センターへお問合せください（事前予約制）。 山口法律相談センター 萩法律相談センター 長門法律相談センター 宇部法律相談センター 下関法律相談センター 岩国法律相談センター 周南地区法律相談センター 県内法律相談センター統一番号 ☎0570-064-490 （ナビダイヤル） <p>（ガイダンスにしたがって、相談希望の地域の番号をプッシュしてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法律相談センターの相談と併せて「民事・家事当番弁護士制度」を実施しています（事前予約制）。上記センターへ連絡されると、当日（ないし数日内）当番の法律事務所で法律相談が受けられます。 上記の法律相談料は、30分5,000円（もしくは5,250円）の有料法律相談になりますが、以下に該当される方は無料法律相談が受けられます。 <ol style="list-style-type: none"> 法律扶助の資力要件を満たされる方の法律相談。 多重債務に関する法律相談（個人の場合に限る）。 交通事故に関する法律相談。 また県内主要各地の市役所などで、随時「無料法律相談」を実施しています。詳しくは、各自自治体相談窓口、または山口県弁護士会までお問合せください（無料法律相談）。 	<p>法的トラブルであれば、労働に関すること以外でもお聞きします。</p>	<p>下記にお問合せください。</p> <p>山口県弁護士会 法律相談センター統一ナビダイヤル ☎0570-064-490</p> <p>法律相談の日時・場所は、県弁護士会ホームページ http://www.yamaguchikenben.or.jp をご覧ください。</p>

【紛争解決】(労働相談も行う団体・機関を含む。)

実施機関	制度の概要(特徴)	利用対象	相談窓口(利用方法)
<p>④ 山口県 労働委員会 (県) 紛争解決</p>	<p>【あっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん員が、当事者双方の話し合いがまとまらず生じた紛争の解決を無料でお手伝いします。 ・あっせん員は、原則として、①公益側(弁護士など)、②労働者側(労働組合役員など)、③使用者側(会社経営者など)の三者で構成します。 ・あっせんは、県庁又は県総合庁舎(岩国、柳井、周南、宇部、下関、萩)で行います。 	<p>県内に所在する事業所の労働者個人と事業主との労働条件や解雇などをめぐる紛争</p>	<p>次の事務局まで、お問い合わせください。</p> <p>山口県労働委員会事務局 (山口市滝町1-1 県庁7階) ☎083-933-4444</p> <p>山口県労働委員会事務局ホームページの「個別労働関係紛争あっせん」のページ http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a34000/roudou/roui5.html もご参照ください。</p>
<p>⑤ 山口県 司法書士会 労働相談 紛争解決</p>	<p>【法律相談】</p> <p>山口県司法書士会が運営している司法書士無料法律相談センターにおいて、県内4会場で法律相談を実施しています。実施日時、相談場所は、次のとおりです。(事前予約制)。</p> <p>日時 毎月第2、第3、第4土曜日 午後1時から5時まで</p> <p>場所 山口会場 山口県司法書士会 (山口市駅通り2-9-15)</p> <p>下関会場 カラトピア会議室 (下関市唐戸町4-1サンリブ5)</p> <p>周南会場 下松中央公民館 (下松市大手町2-3-1)</p> <p>萩会場 総合福祉センター (萩市大字江向356-5)</p> <p>【山口県司法書士会調停センターによるあっせん】</p> <p>特別な研修を行った簡易裁判所代理権を有する山口県司法書士会会員が調停者(手続実施者)となり、中立・公平な立場で、当事者が直接話し合うことにより、お互いの立場を理解し、納得できる解決方法を自ら模索し、結論を自ら見いだすためのお手伝いをさせていただきます。 (手続は有料ですので、費用についてはお問い合わせください。)</p>	<p>紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争で、雇用関係に関する紛争(給料の未払等)のほか、お金の貸し借りに関する紛争、建物の貸主と借主間の紛争(家賃の滞納や敷金の返還等)、近隣との紛争など</p>	<p>下記で法律相談のご予約を受け付けております。</p> <p>山口県司法書士会 (山口市駅通り2-9-15) ☎083-924-5220</p> <p>山口県司法書士会のホームページ http://homepage3.nifty.com/shiho-yama/index.html もご参照ください。</p>

【紛争解決】（労働相談も行う団体・機関を含む。）

実施機関	制度の概要（特徴）	利用対象	相談窓口（利用方法）
<p>⑥ 山口県 社会保険 労務士会 労働相談 紛争解決</p>	<p>【総合労働相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料で社会保険労務士が相談に応じます。 <p>【社労士会労働紛争解決センター山口によるあっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かし、発生してしまった個別労働関係紛争を、「あっせん」の手続により、簡易、迅速、低廉（1件10,000円（税別））に円満解決します。 	<p>働く人、経営者からの労働に関するトラブル、悩みごと、労働に関する質問、人事・労務管理に関する相談</p>	<p>下記にお電話ください。</p> <p>山口県社会保険労務士会 http://www.yng.urban.ne.jp/home/yngsrkai フリーダイヤル ☎0120-939-664</p> <p>お電話は24時間体制で、随時お受けいたします（夜間は留守番電話になりますので、録音してください。）。</p> <p>社労士会労働紛争解決センター山口の行う「あっせん」は、原則、毎週土曜日の午後1時から午後5時までの間で、紛争当事者の双方が合意した時間に実施します。</p>
<p>⑦ 山口 労働局 総務部企画室 （国） 労働相談 紛争解決</p>	<p>【総合労働相談コーナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口労働局、各労働基準監督署に相談員を配置し、労働に関する相談に応じます。 <p>【労働局長による助言・指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方の紛争当事者からの申出により、双方の主張をお伺いしながら個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決するためのお手伝いを行います。 <p>【あっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（あっせん委員）が入り、双方の主張の要点を確かめつつ話し合いを促進することで紛争当事者間の調整を行い、あっせん案を提示するなど、具体的に紛争の解決を図ります。 	<p>県内事業場に働く労働者、事業主からの解雇、雇止め、労働条件の引下げ、配置転換等の労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど労働問題に関するあらゆる分野の相談</p>	<p>ご相談は、下記コーナーにお寄せください。</p> <p>下関総合労働相談コーナー （下関監督署内） ☎083-266-5476</p> <p>宇部総合労働相談コーナー （宇部監督署内） ☎0836-31-4500</p> <p>徳山総合労働相談コーナー （徳山監督署内） ☎0834-21-1788</p> <p>下松総合労働相談コーナー （下松監督署内） ☎0833-41-1780</p> <p>岩国総合労働相談コーナー （岩国監督署内） ☎0827-24-1133</p> <p>山口総合労働相談コーナー （山口監督署内） ☎083-922-1238</p> <p>萩総合労働相談コーナー （萩監督署内） ☎0838-22-0750</p> <p>山口労働局総合労働相談コーナー （企画室内） ☎083-995-0398</p> <p>あっせんは総務部企画室が事務局となって日程調整などを行います。申請書は、上記の各コーナーにお届けいただいてもかまいません。</p> <p>山口労働局総務部企画室 （山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階） ☎083-995-0365</p>

【紛争解決】(労働相談も行う団体・機関を含む。)

実施機関	制度の概要(特徴)	利用対象	相談窓口(利用方法)
<p>⑧ 山口 労働局 雇用均等室 (国) 労働相談 紛争解決</p>	<p>【労働局長による援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法に基づく援助(労働局長による助言・指導、勧告)を行います。 育児・介護休業法に基づく援助(労働局長による助言・指導、勧告)を行います。 パートタイム労働法に基づく援助(労働局長による助言・指導、勧告)を行います。 <p>【機会均等調停会議による調停】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員が両当事者からお話をよく伺いして、調停案を作成し、当事者双方が調停案を承諾することにより、問題を解決に導きます。 <p>【両立支援調停会議による調停】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員が両当事者からお話をよく伺いして、調停案を作成し、当事者双方が調停案を承諾することにより、問題を解決に導きます。 <p>【均衡待遇調停会議による調停】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停委員が両当事者からお話をよく伺いして、調停案を作成し、当事者双方が調停案を承諾することにより、問題を解決に導きます。 	<p>性別による差別的取扱い、婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争</p> <p>育児休業制度、介護休業制度、育児休業等を理由とする不利益取扱い等に関する労働者と事業主との間の紛争</p> <p>パートタイム労働者に係る待遇の決定についての説明、待遇の差別的取扱い禁止、通常の労働者への転換を推進するための措置等に関する労働者と事業主との間の紛争</p>	<p>下記にお問い合わせの上、お申出ください。</p> <p>「労働局長による援助」は来局の他、文書(連絡先記載)又は電話での申立ても可能(申立書等の文書は必要ありません)。</p> <p>「調停」については、調停申請書を提出。</p> <p>山口労働局 雇用均等室 (山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館 5階) ☎083-995-0390 FAX 083-995-0389</p>

【紛争解決】

実施機関	制度の概要（特徴）	利用対象	相談窓口（利用方法）
<p>◎山口地方 裁判所 (国) 紛争解決</p>	<p>【労働審判】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断（労働審判）を行う制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。 山口県では、山口地方裁判所（本庁）のみで行われる手続です。 <p>【その他の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停→調停委員があつせんし、話し合いにより解決する手続です。 訴訟→裁判官の判決によって紛争の解決を図る手続です。 少額訴訟→60万円以下の金銭請求（給与等）で、紛争があまり複雑ではない場合に、原則として1回の期日で審理を終えて判決を言い渡す手続です。 なお、裁判所では、上記の手続説明は行いますが、法律相談はできません。 	<p>労働審判にあつては、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルが対象となります。</p>	<p>【労働審判】 山口地方裁判所 受付相談センター窓口（1階） (山口市駅通り1-6-1) ☎083-922-9128（直通）</p> <p>【その他の手続き】 訴訟については、求める金額が140万円以下の場合に簡易裁判所、140万円を超える場合に地方裁判所（本庁及び各支部）で行われます。調停及び少額訴訟は、簡易裁判所で行います。 なお、申立てには、申立手数料、郵便切手などが必要です。 県内の地方裁判所の支部及び簡易裁判所は、以下のとおりです。</p> <p>周南支部・周南簡裁（周南市岐山通り2-5） ☎0834-21-2644</p> <p>萩支部・萩簡裁（萩市大字江向469） ☎0838-22-0047</p> <p>岩国支部・岩国簡裁（岩国市錦見1-16-45） ☎0827-41-0163</p> <p>下関支部・下関簡裁（下関市上田中町8-2-2） ☎083-222-4076</p> <p>宇部支部・宇部簡裁（宇部市琴芝町2-2-35） ☎0836-21-4079</p> <p>山口簡裁（山口市駅通り1-6-1） ☎083-922-9143</p> <p>柳井簡裁（柳井市山根10-20） ☎0820-22-0270</p> <p>船木簡裁（宇部市大字船木字中市183） ☎0836-67-0036</p> <p>防府簡裁（防府市寿町6-40） ☎0835-22-0969</p> <p>長門簡裁（長門市東深川1342-2） ☎0837-22-2708</p>

【その他参考】

⑩中央労働委員会事務局中国地方事務所

中国区域における特定独立行政法人等の「集団的労働紛争の調整、不当労働行為の審査」及び「2以上の県にかかる集団的労働紛争の調整」については、中央労働委員会事務局中国地方事務所（広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館、TEL082-221-0150）にお問い合わせください（個別労働紛争は取り扱っていません）。